

第64回制度設計専門会合 議事録

日時：令和3年8月31日 15：00～15：53

※オンラインにて開催

出席者：稲垣座長、林委員、圓尾委員、安藤委員、岩船委員、大橋委員、草薙委員、武田委員、松村委員、村上委員

(オブザーバーについては、委員等名簿をご確認ください)

○蘆田総務課長 定刻となりましたので、ただいまより電力・ガス取引監視等委員会第64回制度設計専門会合を開催いたします。

委員及びオブザーバーの皆様方におかれましては、御多忙のところ御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

本会合は、新型コロナウイルス感染症の感染機会を減らすための取組を講じることが求められている状況に鑑みまして、オンラインでの開催とし、傍聴者、随行者を受け付けないこととさせていただいております。

なお、議事の模様はインターネットで同時中継を行っています。

また、本日は、山内委員は所用のため御欠席でございます。

それでは、議事に入りたいと思います。以降の議事進行は稲垣座長にお願いしたく存じます。よろしく願いいたします。

○稲垣座長 皆さん、こんにちは。本日の議題は、議事次第に記載した2つでございます。

それでは、議題1、グロス・ビディングについて、事務局から説明をお願いいたします。

○迫田取引制度企画室長 それでは、資料3に基づきまして、グロス・ビディングについて、御説明させていただきます。

2ページを御覧ください。本日の内容でございますが、4月27日の制度設計専門会合におきまして、旧一般電気事業者の卸電力市場における規制の在り方、具体的には余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出、グロス・ビディングについて必要性を含めた検討を行うこととされました。本日は、このうちグロス・ビディングにつきまして、スポット市場の現状を振り返った上で御議論いただきたいと考えております。

4ページを御覧ください。足元のスポット市場の現状でございます。スポット市場での

取引量は増加しておりまして、2017年グロス・ビディング取組開始以降増加し、2021年3月時点では、日本の電力需要の約37.6%に相当する量の取引が行われております。

5ページを御覧ください。グロス・ビディングにつきましては、旧一般電気事業者の社内取引分を含めて取引所を介して売買する取組ですけれども、導入時には、市場の流動性の向上、価格変動の抑制、透明性の向上という3つの効果が期待されておりました。

7ページを御覧ください。グロス・ビディングにつきましては、導入時に売りと買い、それぞれが限界費用ベースで入札を行っていただければ、実質的に取引所取引の流動性向上に寄与するものとされておりましたけれども、供給力が不足するおそれがある局面におきましては、成り行き買いも許容されるとの考え方が示されておりました。

10ページを御覧ください。現在、グロス・ビディングの取引体制につきましては、売りも買いも入札は同一の担当者が実施している。さらに、買い入札担当者は売り入札情報を知り得る立場にある。買い入札は供給力不足分につきましては高値買戻しを行っているという状況でございます。

12ページを御覧ください。先ほど申し上げました3つの効果のうち、市場の流動性の向上につきましては、4ページでも御説明させていただきましたとおり、スポット市場での取引量は導入時と比較しまして、大きく増加している。また、JEPXの取引会員は2016年と比較しまして、2021年7月末時点では270社と約2.2倍に増加しているということ。さらに、スポット市場の売り入札の約4割が足元で旧一般電気事業者以外の者によって行われているものなど、参加者が多様化している状況でございます。

こうした現象面から見ましても、市場の流動性向上につきましては、一定程度達成されているものと考えられるのではないかとということでございます。

14ページを御覧ください。2つ目の価格変動の抑制でございます。こちらにつきましては、スポット市場の価格感応度を2016年と2021年の8月で比較してみました。売りにつきましては、2016年がマイナス0.91円であったところ、2021年はマイナス0.41円、買いにつきましては、2016年はプラス1.14円だったところ、2021年はプラス0.40円ということになっておりまして、価格感応度は低下しているといったことが確認されました。

こちらにつきましても、こうした足元の現象面を見ますと、価格変動の抑制効果については一定程度達成されているものと考えられます。

15ページを御覧ください。3つ目の透明性の向上につきましては、現状のグロス・ビディングにおいては、成り行き買いによる全量買戻しが認められているところでございまして、

て、限界費用に基づく入札が行われていないということでございます。したがって、社内取引の透明性が確保されているとは言い難いのではないかと考えているところですが、こうした点につきましては、2020年度の冬期スポット市場高騰に際しても多くの委員からも御指摘をいただいたところでございます。

社内・グループ内取引における内外無差別の取引の徹底につきましては、卸売の条件面につきまして、必ずしも明確に価値が定量化されていないなど、引き続き課題がある状況であると認識しているところでございます。

16ページを御覧ください。こちらはグロス・ビディングにおける売買入札価格の状況ということで、右下、2020年度でございますが、足元では年々0.01円の安値での売りが増加しておりまして、他方で、それを買い戻すという観点から999円での買いが増加しているという状況でございます。

17ページを御覧ください。御説明させていただきましたとおり、①の市場の流動性、2つ目の価格変動の抑制、こちらについては一定程度達成されているものと考えられるところでございます。他方で、3つ目の透明性の向上につきましては、現状のグロス・ビディングにおいては、供給力が不足する場合の成り行き買いによる全量買戻しが認められておりまして、限界費用に基づく入札が行われていないということ、社内取引の透明性が確保されているとは言い難いのではないかと考えられるところです。

また、卸売の条件面についても必ずしも明確に価値が定量化されていないなど、社内・グループ内取引における内外無差別な取引の徹底に向けて、引き続き課題がある状況でございます。

こうした状況を踏まえ、取引の透明性をより高めるための新たな手段に移行することを前提として、当該手段が導入される際に、併せて現在の形でのグロス・ビディングを廃止することとしてはどうかということでございます。

私からの説明は以上でございます。御審議の方、よろしくお願いいたします。

○稲垣座長 ありがとうございます。それでは、ただいまの説明について皆様から御質問、それから御発言をいただきたく存じます。御発言についてはS k y p eのチャットに御発言を希望される旨を御記入の上、お伝えください。草薙委員、よろしくお願いいたします。

○草薙委員 ありがとうございます。草薙でございます。

今回、非常に大きな提案がなされたと考えておりまして、それがこの資料の最後の17ページに書かれてございます事務局案でございます。グロス・ビディングの廃止の方向性を

打ち出しておられます。これに関しまして、まずは賛成させていただきます。グロス・ビディングの方向、これは廃止の方向だということで、異論はございません。

グロス・ビディングはそもそも自主的取組ということで、旧一般電気事業者のコミットメントで成立しているものでございますけれども、昨年度冬期の燃料制約時には、個社の判断でやむを得ず取りやめるということも発生する結果となりました。この仕組みのままグロス・ビディングをずっと続けるということだと合理性に欠けるかなと思っているところでございました。

しかし、その一方で、限界費用相当額で余剰電力を全量玉出ししていただくことは、旧一般電気事業者に今後も誠実に実施していただくということが非常に重要だと思っております。こちらはグロス・ビディングの廃止の趣旨を踏まえつつ、今後も継続していただきたいと思えます。そのことが大前提になっているという点をしっかりと御理解いただくことにより、心理的にスポット市場の取引量の見た目が減るのが不安だからグロス・ビディングを継続してほしいと言われる方を最終的に説得できると思っております。

今回の資料の最後のページでは、いつグロス・ビディングを廃止するのかということについて書かれておりませんが、早めに今後のスケジュールをつくっていただくことが理想的ではないかと思えます。そして、それまでの当面の対応として適正取引ガイドラインに対応を位置づけるというようなことも可能ではないかと思えます。

新たな手段がどのようなものなのかということが大事になってまいりますけれども、資料11ページのように、市場の流動性の確保と価格変動の抑制につきましては、全体を見たときに目標はクリアされていると考えています。問題は透明性だろうと思われます。JEPXの電力スポット市場において行われている旧一般電気事業者のグロス・ビディングの行動については、成り行き買いは当然あり得るとしても、かなり極端な価格で売り札と買い札を同時に入札する場面が目立ってきていると言えらると思えます。

また、各社内でスポット入札時点での自社小売需要の動向をかなりの精度で正確に把握しておられる部署が売り札と買い札の双方を入札しておられることが多いために透明性が確保されていないという御指摘もあろうかと思えます。取引の透明性を高めていただくという意味で、資料3ページの2つ目のぽつが参考になると思えます。真ん中よりも少し下に部門別収支等とありますけれども、例えば発電部門と小売部門の会計分離を明確化していただくということを検討されるべきではないかと思えます。

その1つ上、①でございますけれども、スポット市場の売り入札を旧一般電気事業者の

中で、原則として発電部門に行っていただくなど、旧一般電気事業者におかれて内外無差別的な卸売をしていただきたいと思います。また、可能な限り、③でございしますが、発電分離も追求いただきたいと思いますところでございます。

それから、透明性を高めるために、余剰分の全量玉出しが予定どおりできていないという場合には、なぜできていないのかということを見視等委員会にきちんと御説明いただくことも必要だと思います。

さらには、燃料制約期間中のスポット市場での価格形成の在り方も検討いただくべきではないかと思ひます。機会費用を織り込んだ限界費用の算定による入札をしていただくことによつて、取引の健全化に役立てていただきたいと思います。

当面という形でグロス・ビディングが続く限りにおいて、適正取引ガイドラインもさらに改定していただくということがあつてもいいのではないかと思ひますけれども、今回、グロス・ビディング廃止案が出されたことにつきましては、さらに大きく、よりよい制度をもたらす改革への意欲を示されたものと受け止めております。そのことに大きな期待を寄せたいと思ひます。

以上であります。ありがとうございます。

○稲垣座長 ありがとうございます。ほかに御発言はありませんか。岩船委員、お願いいたします。

○岩船委員 ありがとうございます。17ページのグロス・ビディングの廃止ということに関しては、私も賛同いたしたいと思ひます。

今回、グロス・ビディングの当初の政策目的ということで、市場の流動性向上、価格変動の抑制、社内取引の透明性の向上と3点あつて、1と2は一定程度の効果があつたように整理されているのですが、これ自体は取引量が増加したことによる効果であり、間接オークションの影響などもあつて、必ずしもグロス・ビディングの効果であるとは言えないのではないだろうかと思ひます。因果関係として記述するのは少し問題があるかなと思ひました。

そういう意味で、途中の整理で何件か拝見しましたが、グロス・ビディング自体は結果として特段大きなメリットもない代わりに恐らくデメリットもないような、ただ、旧一電さんに関しては手間がかかるようなルールになつてしまつたのかなと思ひました。かつ今回の冬の価格高騰に、何かグロス・ビディングのせいで価格が高騰したかのような印象も与えるというような、まるでデメリットがあるような結果にもなつた、そういう誤

解を与えたものだと思います。という状況で、かつ③の社内取引の透明性の向上ということに関して、16ページのような売り買いの値づけがされている以上、それもあまりメリットがないという状況では、特に有用性がないルールと言わざるを得なくて、誰の得にもならないと思われまますので、私はこれ自体は廃止すべきではないかと思ひます。ただ、それとは別に内外無差別の取引の徹底というのは必要だし、それを担保するようなルールは必要かと思われまます。

以上です。

○稲垣座長 ありがとうございます。松村委員、お願いいたします。

○松村委員 松村です。

私はちょっと今のお2人の発言には戸惑っています。事務局の提案を私は正しく理解しているのかどうかを確認したい。事務局は、グロス・ビディングは意味がないからやめるという提案をしているのではなく、現在の形では透明性だとかで問題が多過ぎるし、効果も限定的なので、ある意味では、もっと強力なものに衣替えすることも選択肢の1つとして、少なくとも現在の形でのグロス・ビディングを廃止すると提案していると思ひていました。

今のお2人の発言を聞くと、まるでこのグロス・ビディング関連のことは単に廃止するというだけ。グロス・ビディングはあまり意味がなかったので、やめるという解釈をしておられるのではないかと少し心配になった。事務局案の意図がもしそうであれば、それで正しいと言ひていただきたいし、そうではない、別の体系に制度を抜本的に変えるということも含めて検討するということであれば、そのことをもっと明確に言わないと、不要な誤認を招くかもしれないと懸念しています。

まず、草薙委員から、余剰玉出し、限界費用での玉出しだとか、岩船委員、草薙委員からも発販分離のことが出てきましたが、それを徹底するのは当然のこと。もう何度も何度も確認されていますが、余剰分を限界費用で出すことは制度の根幹なので、今の競争状況が大きく改善することがない限り、続けるというのは既に確認されたことだと思ひています。したがって、それをちゃんとやるから、それを続けるからグロス・ビディングを廃止するというのは論理的におかしいと思ひます。全く別の問題で、この問題と無関係に当然にやらなければいけないことだと思ひます。

発販の分離についても、そこの透明性を高めるというのは、グロス・ビディングと、ある意味で目的というか、効果として期待されていたものが共通する部分はあると思ひます

が、構造的な規制も含めて、これから検討することになっているはずで、これはグロス・ビディング廃止という方針が出る前からそのように決まっていたこと。これをやるからグロス・ビディング廃止ということだとすると、それは物すごく後退した提案に見えます。

なおかつ、この資料では、グロス・ビディングは一定の効果があったとまとめられているわけですが、もしそれで単にやめるということであったとするならば、効果があつて、その後も持続するというようなことではなく、まさにグロス・ビディングによって、本当にこれがもたらされたのだとするならば、当然それと同等か、それ以上の措置を続けたいと維持できないということになるはず。その理屈からも、単純にグロス・ビディングを廃止するという提案ではないと思います。

しつこいようですが、これは現在のような形で、不透明性が相当あつて、なおかつ効果が限定される。ずっと言われ続けていたのにもかかわらず、同じ部門が売りと買いを出し続けるというような効果の薄いものを、極端なことを言えば、強制プールも選択肢の1つとして今後検討する、それに置き換えるということ。もちろん強制プールを現段階で決めたわけではないし、それが唯一の選択肢ではないし、それが最も望ましいものかどうかも現時点では分からないとしても、それも選択肢の1つとして、これも含めて検討し、現在のような中途半端な形で続けたいという意味で廃止するという提案が出てきたと思っています。

私の理解がもし間違っていたら訂正していただきたい。まかり間違っても、これがバーターで、ここをやめるから、だから余剰については限界費用で出す、その効果を高めるという整理ではなく、それはグロス・ビディングを廃止するか否かと無関係に当然にやらなければいけないこと、当然に続けなければいけないことだと思っています。

以上です。

○稲垣座長　　ありがとうございます。それでは、SBパワー・中野さん、お願いします。

○中野オブザーバー　　中野です。

私は今先生がおっしゃった、17ページの一番最後に書かれている2行ですけれども、現在のグロス・ビディングというものは仮に廃止という言葉を使うとしたら廃止ですが、この1行に書かれている発展的に新しいものに見直しがなされるというように解釈しています。そういうことであれば異論はないし、もちろん賛同したいと考えています。

グロス・ビディングについて、流動性の観点から量を中心としたモニタリングというのを御説明いただいていると思いますけれども、16ページの価格の分布、経年でございます

が、当初限界費用ベースでということが始まっているものが直近では安値で売りが出ているが高値で買戻しが行われているというのが、これを見ると非常に明らかなです。

ということで、こういう実態を踏まえて、今後の方向性というか、新しい形というのでしょうか、考える上では非常に重要なことであろうと思います。もちろんいろいろな理由によって限界費用ベースの入札が難しくなってきたという背景はあると思いますけれども、ぜひ新しい環境に即した形でアップデートをかけていただきたいと思っています。

17ページに記載がございますけれども、もちろん言うまでもなく透明性であるとか情報遮断というのは、まさにこの話だけでなく全体として重要な話だと思っておりますので、ぜひそういうものも確保できるということも含めて御検討いただければと思います。

以上です。

○稲垣座長 ありがとうございます。それでは、九州電力・松本オブザーバー、お願いいたします。

○松本オブザーバー 九州電力の松本です。発電事業者BGの立場で発言いたします。発言は2点あります。

1点目がグロス・ビディングにおける今後の透明性確保のための新たな手段に関する意見で、2点目が入札価格の状況に関する補足です。

まず1点目は、スライド17の最後の●のところに記載があります取引の透明性をより高めるための新たな手段についてでございます。内外無差別の観点から透明性確保を図ることは重要だと認識しています。そのため、新たな手段として規制が強化されるのではないかと考えますが、発電所に対して、規制強化の方向のみとならないように注意が必要と考えます。規制強化だけではなく、現在の発電事業者のみならず、新規参入者から見ても持続可能かつ魅力ある発電事業にしていくといった視点も大変重要ではないかと考えます。なぜならば、今後議論を進めていくに当たっては、足元において採算性が見通しが得られない発電所の廃止などが進んでいることを踏まえまして、発電事業への参入インセンティブや維持インセンティブが感じられる制度としていくことが必要な供給力の確保につながるからと考えたのです。このような発電事業からの視点を加えまして検討を進めていただきたいと思っています。

以上が1点目。

2点目は、スライド16のほうに記載されています0.01円売りの増加に関する補足です。当社では0.01円の売り入札というのは実施しておりませんが、この0.01円の売りが増加し

ている理由としましては、再エネの導入拡大によりまして、太陽光の出力が大きい時間帯では、市場価格がかなり低くなるということが多くなってきたことなどから、会社によっては卸市場で自らの電源を確実に約定させるためには0.01円での札入れをするというケースがあるのではないかと理解しております。

発言は以上です。

○稲垣座長 ありがとうございます。次に、エネットの竹廣オブザーバーから御発言要請いただいておりますが、大橋委員の発言要請がありますので、すみませんが、大橋委員を先にさせていただきます。大橋委員、どうぞ。

○大橋委員 どうもすみません、ありがとうございます。グロス・ビディングの取組、今回、資料をいただいて、2017年度から始まったということで、そもそも自主的な取組の中で、市場を使って電力を供給するということに慣れていないというか、そういうことをしっかり根づかせるためにということが大きな目的としてあったのではないかと記憶していますけれども、そうした中でグロス・ビディングをこれまでずっとやってきたということだと思っています。

振り返ってみると、3つの目的があったのだと改めて思いますけれども、流動性と価格変動の抑制、これは裏腹だと思いますが、こうしたものについては一定の意味があったということで、岩船委員がおっしゃるように、本当にグロス・ビディングの効果としてきちっと抽出がコントロールできているのかというのは、そこはおっしゃるとおりかもしれませんが、ある程度取引の厚みが出てきたというのは、グロス・ビディングが一定の貢献をしていたのではないかというのは肌感覚として感じるところです。

他方で透明性の向上といただいているところは、グロス・ビディング以外にも、内外無差別の問題というのは、政策的に別途取り上げられてきたというような認識をしまして、ある意味、現在ですと、その内外無差別について、旧一般電気事業者がコミットメントをしているさなかではないかと思っています。

そうした意味で、大きな電源が今旧一電に比較的集中している中で、新電力小売とみなし小売との間の取引条件について公平性を確保しなければいけないというのは、別途政策目的としてきちっとあると思いますが、それというのは、透明性というよりは、社内と社外を対等に扱う一般のビジネスとしてしっかり根づかせる必要があるということなのだと思います。

ただ、透明性というと、社内取引全部を見せる必要があるという話になるかもしれませ

んが、ほかの事業を見てみても、相対も含めて様々な取引条件がありますし、そうしたことの工夫をしていくというのもある意味ビジネスの中で電力に求められているところかなという気もしています。

透明性の原則というところも今後どう考えていくのかというのは重要だと思いますけれども、内外無差別にしっかりやっていくのだということの原則を別途立ち上げていただく。これはコミットメントがありますから、そのところも併せて、政策全体としてつくり上げていくということだと思っておりますけれども、そうした今やっている政策の評価を踏まえながらしっかり検討していただければというような思いでいます。

以上です。ありがとうございます。

○稲垣座長 ありがとうございます。それでは、お待たせしました。エネットの竹廣オブザーバー、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー 竹廣です。ありがとうございます。

今回取り上げていただきましたグロス・ビディングの必要性の検討といったことにつきましては、3ページに記載いただきましたとおり、市場支配力がある事業者の内外無差別な卸売の実効性を高めて、いかに社内・グループ内取引の透明性を確保するかということが出発点だと理解しております。

最後の17ページの一番下の行にある記載のとおりでございましたら、今後の整理の方向性については異論ございませんが、そういう意味では、同じ17ページの5ぽつ目にも記載があるとおり、内外無差別の徹底、これは卸売条件面での価値の定量化という話を記載いただきましたけれども、これも含んでの話ですが、あるいは発電と小売の情報遮断、それから余剰電源の限界費用の入札といった3つの点は、まずもって引き続き市場の適正化に必要だと考えております。

グロス・ビディングの廃止につきましては、これらの点が徹底されていることは必要条件にさせていただいて、冒頭申し上げました目的にかなう追加的な施策もぜひ御検討いただいた上で御判断いただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○稲垣座長 ありがとうございます。それでは、日本卸電力取引所の國松オブザーバー、お願いいたします。

○國松オブザーバー 日本卸電力取引所の國松でございます。

グロス・ビディングに関しましては、私ども取引所が提案申し上げて、それをお認めい

ただきつつ、形が変わりながら入ってきたものと認識してございます。

そういう面では、まず入れるという中で当面の間、キロワットアワーという約束の中で実施されて約定量が非常に増えた、この実績はある。約定量が増えたことが流動性の向上とか価格変動の抑制につながるかどうかというのは論理性はないかもしれないと思っておりますが、約定量が増えたという事実はございます。

残すところ、私どもがグロス・ビディングを申し上げたのは、やはり発電の分離をしないでよしとするためには、まず発電所を切り出す。電源開発さんと旧一般電気事業者の間の電発電源切り出しというのが議論されて大分切り出しは進んできている。それと同じように旧一般電気事業者の中の発電所と小売の間を切り出す、そういった約束。それは100%でなくても、例えば10%でも20%でもキロワットベースでの設備の切り出し、これは取引所に出す。必要があればもちろん買い戻さなければならない、20%の供給力を失うわけですから、買い戻す可能性があるというものかもしれませんけれども、取引所を通じての売買に持っていく。お約束というのはキロワットアワーベースではなくて、キロワットである。その約束したキロワットが定検になったときには売り入札が行われないのは当然である。そういった形にすべきなのではないかと思っております。

そういった意味では、17ページの最後の廃止というよりは、形を変えてもう一回、さらなるグロス・ビディングの追求というものをしていくべきではないかと思っております。まだ一番大事な部分、グロス・ビディングに期待される部分というのは透明性の向上、透明性というのは内外無差別、それをどう対外的に説明をするのかということ、取引所に売っているのだというのが一番説明が付きやすいものであるということ、旧一般電気事業者の方にも認識いただきながらと思っております。

ただ、当時と違いますのは、東京電力と中部電力におかれましては、株式会社JERAという形で発電所の切り出しが行われています。そういったところに関しては、発電所は別会社になっておりますので、そこに対するグロス・ビディングというのは考え方が変わってくるのかなと思いますし、発電一体運用の中でもどのぐらい切り出せるのかというのは各社事情があるかと思いますけれども、そういったことを調整しながらお約束を頂戴できれば、流動性、価格変動の抑制、透明性の向上の3点というものは果たしていけるのではなかろうかと思っております。

その際に大事になりますのが、グロス・ビディングで売り入札をするときの価格でございますけれども、これは決して限界費用にならないはずだと思います。1年間を取引所に

全部出すとすれば、普通の相対取引で言えば、基本料金プラス重量料金という形、または重量料金で稼働率の設定がある。そういったものが設定できます。ただ、取引所に売るといふ形になりますと、稼働率の設定というのは各社さんの思惑になりますので、いわゆる固定費というもの、基本料金的なものというのは、取引所の入札価格に反映されるべきもの、反映されなければ、それは不利にしか働かないものになろうかと思っておりますので、そこは注意が必要かと思っております。グロス・ビディングで売りに出す電源に関しましては、限界費用というものが当たらないのではないかと考えております。ここはいろいろな御意見があるかと思っておりますけれども、取引所としてはそう考えているところです。

また、余剰電力の抛出に関しましては、単純に言えば義務なのですが、これは事業者にとっては当たり前で、残っているものを売るといふのは、収入の向上、収益の向上からしてももちろん当たり前であって、その価格といふのは、できれば売れる価格であるということだと思っておりますので、これはグロス・ビディングとかには全く関係なく当たり前で全ての事業者が私はずすべきものだと思っております。

以上でございます。

○稲垣座長　ありがとうございます。皆さん、御発言、よろしいでしょうか。――それでは、事務局からコメントをお願いいたします。

○迫田取引制度企画室長　松村先生から御質問いただきましたけれども、事務局としましては、現在、既に議論をしているような透明性の確保の方策を導入すれば、グロス・ビディングを廃止するということではなくて、現在の形でのグロス・ビディングを廃止する代わりに全く新しいシステム、電力事業者と市場との関係をどう捉え直していくのか、こういったことも踏まえて、あらゆる方策、制度について検討した上で取るべき新たな手段といったこと検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○稲垣座長　課題、問題意識を消し去るのではなく改める。そのために新しい革袋に入れると、そのようなことでございます。

それでは、皆さんの大方の御意見に従った変更の方向ということで、今回、事務局の提案に従ったものについては皆さんから御同意いただいたということで、事務局においては、この取組について、さらに進めていただくようにどうぞお願いいたします。

それでは、次に、議題2に移ります。事務局から説明をお願いいたします。

○池田取引監視課長　取引監視課長の池田です。市場連動型小売電気料金の説明・情報

提供について、御説明申し上げます。

前回会合では、3ページのとおり、需要家の理解促進の観点から、電力の小売営業ガイドラインに市場連動型料金に関する記載を充実させる事務局案について御賛同いただいたところでございますが、併せてガイドラインを遵守するよう要請することへの期待ですとか、要請したことに対する対応結果の調査を期待する旨の御意見を頂戴したところです。

このため、2ページのとおり、小売営業ガイドライン改定後の市場連動型料金メニューに係る監視、フォローアップを実施することといたしたく、本日の会合では、この点について御意見をいただきたいと存じます。

具体的には4ページのとおり、1つには、需要の高まる夏季、冬季を念頭に半年に1回など、定期的に販売状況の調査を行うとともに、今回のガイドラインの追加事項につき、望ましい行為も含め遵守状況を確認していくこととしたいと考えております。

また、市場高騰時には、需要家への対応状況について随時確認を行い、情報提供の充実や適切、柔軟な対応を行うよう必要に応じた要請を実施していきたいと考えております。

また、前回の会合では、国民生活センターとの連携について御質問がございました。5ページのとおり、昨冬の市場価格高騰時においては、電取委事務局による消費者向けのプレスリリースを国民生活センターのホームページに掲載いただいたり、市場連動型料金メニューに係る相談が国民生活センター等に寄せられた場合には、電取委の相談窓口を紹介するよう要請を行うなどの連携を取ってきたところでございますが、監視の実施に当たっては、引き続き国民生活センターとの連携を図っていきたいと考えております。

以上、御審議のほど、よろしく御願申し上げます。

○稲垣座長　それでは、皆さんから御意見、御質問いただきます。お願いします。草薙委員、お願いいたします。

○草薙委員　ありがとうございます。草薙でございます。

この小売電気料金の説明、情報提供につきましては、前回の制度設計専門会合で出された議論をしっかり踏まえてつくっていただいた内容となっております、異存ございません。特に質問に答える形でという御説明がありましたが、4ページから5ページ、特に5ページにございます独立行政法人国民生活センターと連携して監視等委員会で悪質な事業者の行動の情報を一元的に把握できるということになっているということに私としては大変期待をしたいと思っております。

これにより、網羅的に問題の本質を見極めることも可能になると思いますので、監視等

委員会におかれまして、相談の中から悪質な事案が含まれる場合は、これを見逃すことのないようしっかりと監視をしていただければと思います。

以上であります。ありがとうございます。

○稲垣座長 ありがとうございます。村上委員、お願いいたします。

○村上委員 ありがとうございます。前回、私からお伺いいたしました国民生活センターへの問合せ状況などについて、今日の報告以外にもいろいろ調査をしてくださったり、御対応いただいたりしたことも伺っており、大変感謝しております。どうもありがとうございました。

そのときに、国民生活センターのシステムのほうで市場連動型云々が検索キーワードに設定されていないことで、それを取り出して集計するのが難しいということも御説明いただきまして、理解したところです。

このキーワードを増やしていただくということが可能なかどうかよく分からないのですが、今後もしこういう問題がより多く発生してくるようなことがあったときには、そういうことも御検討いただくとよいのかなと思いました。

あと、動き始めた後の定期的な監視について、望ましい行為についてもしっかりと定期的に把握していくということが記入されており、ありがたく思っております。

最後は質問ですが、市場連動型小売電気料金というのは、この一言で指すメニューが明らかになるのか、確認したく思います。つまりは定義がしっかりしているのかということなのですが、こちらのスライドの2ページの注記にあるような形の説明で、これは入る、これは入らないというのが明らかになるのかどうかというのを教えてくださいたいと思います。

以上です。

○稲垣座長 定義については後ほど。ほかに御意見ありますか。

○村上委員 私からは質問なので、大丈夫です。

○稲垣座長 ありがとうございます。それでは、ほかの委員からの御発言を待つ間に、今の村上委員からの質問について、池田さんからコメントをお願いします。定義について。

○池田取引監視課長 現段階では、市場連動型料金メニューを提供している事業者は約20社にとどまっているところでございますけれども、今の範囲であれば、この注釈でクラリファイされるのではないかと考えているところでございます。

○稲垣座長 村上委員、よろしいですか。

○村上委員　ありがとうございます。いろいろなメニューがどんどん生まれてくるものなのだろうと思ひまして、どこまでが守備範囲なのかがこれで明らかになるのであれば、それでよいかなと思ひました。

○稲垣座長　ほかに御発言はいかがですか。――よろしいですか。

それでは、事務局からコメントありますか。

○池田取引監視課長　今、草薙委員、村上委員からいただいた点も踏まえて、ガイドライン改定後の監視のフォローアップを行ってまいりたいと思ひます。

以上でございます。

○稲垣座長　それでは、今後の本件の進め方ですけれども、本日、事務局から提案があった資料4ページと6ページの内容を電力・ガス取引監視等委員会に報告することといたしますが、よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにさせていただきます。事務局においては対応をお願いいたします。

本日、予定していた議事は以上でございますので、議事進行を事務局にお返ししたいと思います。

○鶴田総務課長　本日の議事録につきましては、案ができ次第送付させていただきますので、御確認のほどよろしくをお願いいたします。

最後に、大事な御報告がございます。本日をもちまして座長を務められてこられた稲垣委員は任期満了に伴いまして、本会合の座長及び電力・ガス取引監視等委員会の委員を御退任なさいます。6年間にわたり、大変ありがとうございました。稲垣座長より一言お願いいたします。

○稲垣座長　発言の機会を与えていただきありがとうございます。私から退任の御挨拶を一言申し上げます。

まず皆様に感謝いたします。この委員会の立ち上げから現在まで、2期6年にわたり無事に務めを果たすことができました。これは委員の皆さん、それから事務局、オブザーバーの皆さん、そして、これに関わった全ての皆さんのお支えがあったればこそと本当に感謝しております。また、この委員会については、立ち上げ前の大地震からの様々な取組を経て、この委員会の立ち上げ、そして今日もグロス・ビディングの話がありましたが、制度を立ち上げたのだけれども、実際に電力が市場に出てこないということで、委員の皆様、事務局の努力、それから何よりも事業者の方の自主的取組、御努力、こうしたことが改革

の目的に向かって、1つのエネルギーになって、皆さんの努力が結集されて、だんだんに進んできました。

今、私たちは残された課題は少しありますけれども、いよいよ様々な課題の成果を刈り取りつつ、新しい課題に向かっていくということで、エネ庁を含め、また、他省庁も含め、そうした施策の推進と私どもの委員会が果たすべき役割が新しく見えているところでございます。

私は今回、任期を終えて退任いたしますけれども、皆さんの知見、それから事業者の努力、それから事務局の昼夜を分かたぬ誠実で真摯な働き、こうしたことが統合されて、これからも電力の世界の改革が国民の幸せに結びついていくことと思います。

特定の事業者が電力を供給するというシステムを誰がどうつくり、どう流し、そして、これを誰が受け取り、そしてどういう豊かな社会をつくるのかという議論が始められるというのがこの電力改革の最初の出発点であったと思います。様々な技術的な知見、競争、市場、そういうもの、それから情報、ネットワーク、こうしたことが統合されて、より一層豊かな社会が電力改革の先に見えてきております。どうぞ皆様がこれからも健やかにこうしたお働きを続けてくださいますよう陰ながらお祈りしております。本当に皆さん、ありがとうございました。

○鶴田総務課長 稲垣座長、大変ありがとうございました。次回以降の制度設計専門会合の座長につきましては、委員会運営規程に基づきまして、委員長が指名して決定いたします。決まり次第委員会ホームページで公表し、また、委員の皆様へもお伝えいたします。

それでは、第64回制度設計専門会合はこれにて終了といたします。本日はありがとうございました。

——了——